

吳市教育委員会議題
(令和4年1月24日定例会)

吳市教育委員会

令和4年1月24日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第4号 呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第5号 呉市立天応中学校の校地面積の変更について
- 5 教議第6号 令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
- 6 教議第7号 呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 8 教議第8号 教育振興基本計画（案）について

教議第 4 号

呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について
呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会職員宣誓規則（昭和 27 年呉市教育委員会規則第 8 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
第 3 条 条例第 2 条第 1 項により、 <u>委員会が定める上級職員は次のとおりとする。</u> <u>(1) 課長（これに準ずる組織の長を含む。以下同じ。）以上の職員にあつては委員会、委員会に事故あるときは教育長</u> <u>(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員にあつては、教育長</u> <u>(3) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員にあつては所属課長</u>	第 3 条 条例第 2 条第 1 項により委員会が定める上級職員は、 <u>教育長とする。ただし、臨時的任用職員及び会計年度任用職員については所属の課長、校長又は学校給食共同調理場長とする。</u>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに採用された職員のサービスの宣誓に関して、事務改善を図るため、この規則案を提出する。

教議第5号

呉市立天応中学校の校地面積の変更について

次のとおり呉市立天応中学校の校地面積を変更する。

1 変更する面積

(1) 変更前の校地面積 12,592平方メートル

(2) 変更後の校地面積 10,173平方メートル

(3) 減少する校地面積 2,419平方メートル

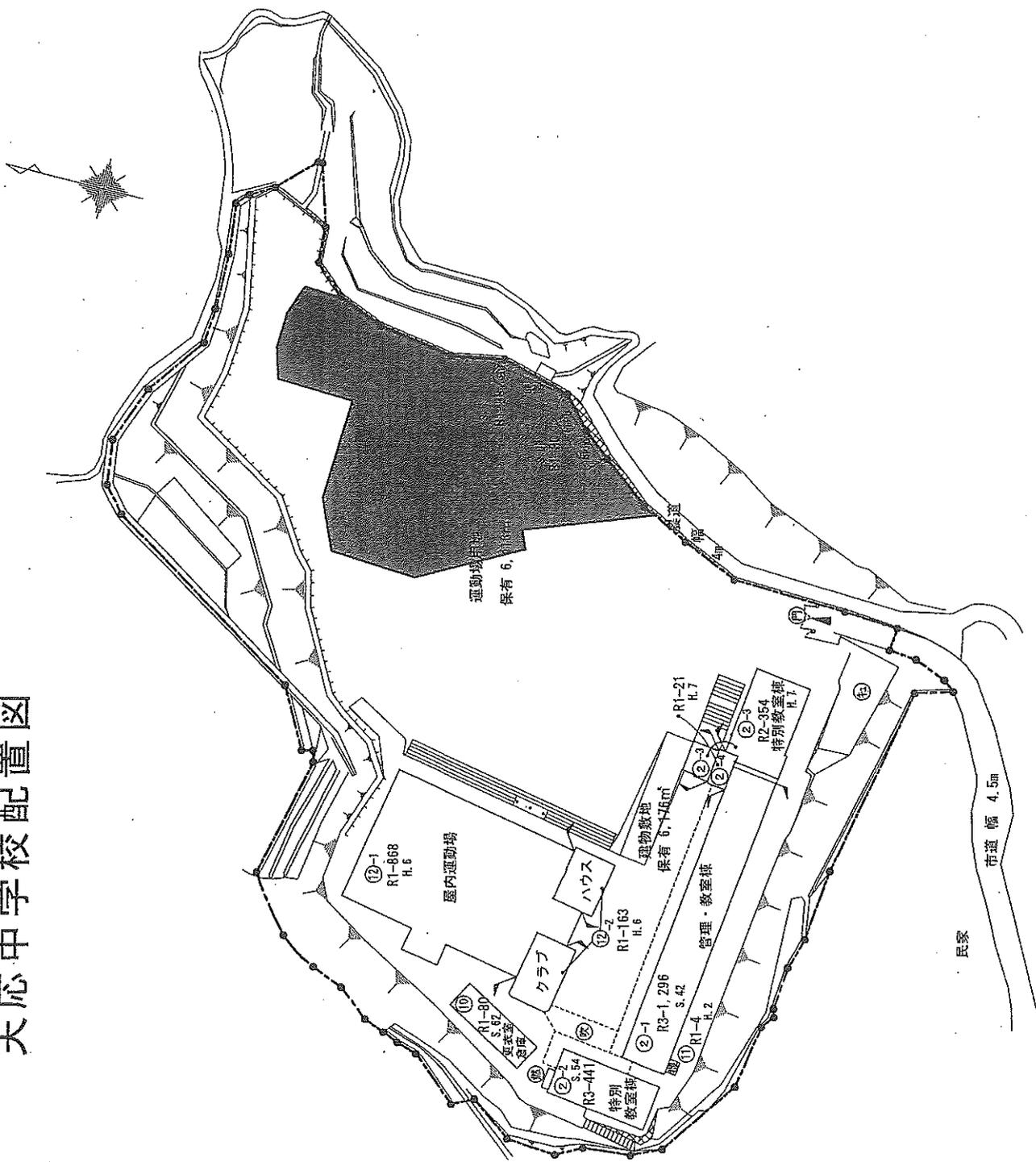
2 変更時期

令和4年4月1日

(提案理由)

国土交通省が施工する砂防えん堤の整備に伴い、天応中学校敷地の一部を砂防えん堤用地とするため。

天応中学校配置図



令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

入学者の選抜は、次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 一次選抜

次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

(ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

(ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

(エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(カ) 高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるため

段階で評定する。

b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は，広島県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した場合，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

高等学校長は，国語，数学及び外国語(英語)の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果(学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については，別に定めるところによる。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接及び上記(1)ア(イ)に掲げる5教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(イ) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、広島県教育委員会が作成する。

(イ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(イ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

(イ) 面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(イ) 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

<p>(2) 合格者の決定</p> <p>ア <u>上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。</u></p> <p>イ <u>高等学校長は、選抜(Ⅱ)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。</u></p> <p>4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜</p> <p>国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、作文及び面接の結果(実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。</p> <p>5 その他</p> <p><u>選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和4年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、呉高等学校において開示する。</u></p>	<p><u>高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、学力検査以外の面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。</u></p> <p>(2) 合格者の決定</p> <p>ア 高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。</p> <p>イ <u>学校独自検査を実施した場合、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。</u></p> <p>3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜</p> <p>高等学校長は、国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果(学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。</p> <p>4 その他</p> <p><u>入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。</u></p>
--	---

教議第7号

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則（平成12年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(就学できる者)</p> <p>第3条 就学できる者は、その保護者（<u>親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者をいう。以下同じ。</u>）の住所（保護者が法人である場合においては主たる事務所の所在地）が、前条に規定する学区に属する者とする。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>呉市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部若しくは義務教育学校を卒業する者の選抜（I）（中学校長、中等教育学校長、特別支援学校長若しくは義務教育学校長の推薦を受けた者に対して実施する入学者の選抜をいう。以下同じ。）による入学については、当分の間、選抜（I）の定員の100分の30の範囲内とする。</u></p>	<p>(就学できる者)</p> <p>第3条 就学できる者は、その保護者（<u>未成年の者についてはその親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者、成年の者についてはその保証人（独立の生計を営む成年の者に限る。）をいう。以下同じ。</u>）の住所（保護者が法人である場合においては主たる事務所の所在地）が、前条に規定する学区に属する者とする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立呉高等学校の保護者の取扱いを変更すること及び通学区域に係る定員の範囲を廃止することについて、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

改正

平成 12 年 12 月 22 日教委規則第 13 号

平成 13 年 12 月 25 日教委規則第 11 号

平成 14 年 3 月 26 日教委規則第 7 号

平成 21 年 9 月 25 日教委規則第 11 号

平成 25 年 8 月 28 日教委規則第 3 号

平成 28 年 6 月 24 日教委規則第 5 号

呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、呉市立呉高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第 2 条 高等学校の学区は、広島県一円とする。

(就学できる者)

第 3 条 就学できる者は、その保護者（未成年の者についてはその親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者、成年の者についてはその保証人（独立の生計を営む成年の者に限る。）をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合においては主たる事務所の所在地）が、前条に規定する学区に属する者とする。

(違反者に対する取扱い)

第 4 条 呉市立呉高等学校長は、この規則に違反して高等学校に就学した者に対して、入学許可の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第 5 条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 9 月 25 日呉市教育委員会規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 8 月 28 日呉市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 6 月 24 日呉市教育委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 ●月 ●日呉市教育委員会規則第 ●号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

報告第2号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

発生日	学校名	患者	臨時休業
1月4日(火)	呉市立学校 (1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
1月5日(水)	呉市立小学校 (1校)	児童1名	なし(消毒なし)
1月6日(木)	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
1月7日(金)	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし(消毒なし)
1月8日(土)	呉市立小学校 (1校)	児童1名	1月9日(日)~1月11日(火)
	昭和北中学校	生徒2名	
	白岳小学校	児童1名	1月9日(日)~1月10日(月)
	片山中学校	生徒1名	
1月9日(日)	港町小学校	児童1名	1月10日(月)~1月11日(火)
	昭和北小学校	児童1名	1月10日(月)~1月11日(火)
	昭和北中学校	生徒1名	1月9日(日)~1月11日(火)
	呉市立小学校 (1校)	児童6名	なし(消毒なし)
	原小学校	児童1名	1月10日(月)~1月11日(火)
1月10日(月)	原小学校	児童4名	1月10日(月)~1月12日(水)
	明立小学校	児童1名	1月11日(火)
	昭和西小学校	児童1名	1月11日(火)~1月12日(水)
1月11日(火)	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし(消毒なし)
	呉中央中学校	教職員1名 生徒1名	1月12日(水)~1月14日(金)
	呉中央小学校	—	1月12日(水)~1月14日(金) ※呉中央中学校の臨時休業に伴う
	原小学校	教職員1名 児童1名	1月10日(月)~1月12日(水)
1月12日(水)	音戸小学校	児童1名	1月13日(木)~1月14日(金)
	吉浦小学校	児童1名	1月13日(木)~1月14日(金)
	白岳中学校	生徒1名	1月13日(木)~1月14日(金)
	吉浦中学校	生徒1名	1月13日(木)~1月15日(土)
	音戸中学校	生徒1名	1月13日(木)~1月14日(金)
	呉市立小学校 (3校)	児童4名	なし(消毒なし)

	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (3校)	教職員1名 生徒3名	なし (消毒なし)
1月18日(火)	広小学校	児童1名	※1学級の臨時休業を1月21日(金)まで延長
	荘山田小学校	児童1名	1月19日(水)
	呉市立小学校 (5校)	児童8名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (4校)	教職員2名 生徒4名	なし (消毒なし)
	外国語指導助手	指導助手1名	—
1月19日(水)	長迫小学校	児童1名	なし (消毒なし)
	昭和北中学校	生徒2名	1月19日(木)
	呉市立小学校 (9校)	児童14名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (4校)	生徒4名	なし (消毒なし)
1月20日(木)	和庄小学校	児童1名	1月21日(金)~1月22日(土)
	呉市立小学校 (4校)	教職員1名 児童4名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (3校)	教職員1名 生徒2名	なし (消毒なし)
1月21日(金)	広小学校	児童1名	1月22日(土)
	和庄小学校	児童1名	1月22日(土)
	荘山田小学校	児童1名	1月22日(土)
	波多見小学校	児童1名	1月22日(土)
	呉中央小学校	—	1月22日(土) ※呉中央中学校の臨時休業に伴う
	呉中央中学校	生徒1名	1月22日(土)
	呉市立小学校 (3校)	児童3名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (4校)	生徒4名	なし (消毒なし)
1月22日(土)	郷原小学校	児童1名	1月23日(土)~1月24日(日)
	和庄小学校	児童1名	1月23日(日)
	荘山田小学校	児童1名	1月23日(日)
	長迫小学校	児童2名	1月23日(土)~1月24日(日)
	呉中央小学校	児童2名	1月23日(日)

(4) 部活動について

- ・生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。
- ・感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会、コンクール出場はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場は除く。）は行わないこと。
- ・部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(5) 学校行事について

- ・修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

(6) 寄宿舎における感染症対策

- ・寄宿舎から自宅へ帰省する際には、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。

(7) 学校訪問

- ・学校訪問については、呉市教育委員会と協議の上、訪問の可否を決定する。訪問する場合においても、最小限の人数で、感染予防対策を徹底した上で訪問することとする。

(8) その他

- ・参観日については、原則行わない。ただし、進路説明会、入学説明会及び修学旅行説明会等、この時期に実施する必要があるものについては、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。なお、実施について判断に困った場合は、学校安全課まで連絡してください。